

所得金額の計算方法

所得とは、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。**複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額を合計した額が所得金額となります。**詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額(A)」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合※ の公的年金等控除額

年金を受け取る人の 年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25%+ 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)× 5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%+ 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)× 5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例1》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合

145万円（受け取る年金額）－110万円（公的年金等控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

《計算例2》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合

50万円（受け取る年金額）－60万円（公的年金等控除額）＝0万円（年間所得の見積額）

※マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。

2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは4ページまたは国税庁ホームページをご覧ください。